

令和4年4月26日

保護者の皆様

東海市立横須賀小学校長
加 古 勲

台風等による警報発令時の児童の登下校について

1 「暴風警報・暴風雪警報」が発表された場合について

東海市教育委員会による「令和4年度 警報発表時の児童生徒の対応等について」(別紙)に従って対応を実施します。

- (1) 午前6時30分までに警報が解除された場合は、平常どおりの授業を実施します。
- (2) 午前6時30分以降に警報が解除された場合は、その日の授業は実施いたしません。
(午前6時30分を含みます) (令和4年度より変更)

※ 在校時に「暴風警報・暴風雪警報」が愛知県全域又は愛知県西部・知多地域又は東海市に発表され、児童が安全に帰宅できると判断した場合には、当日の授業を中止し学校メルマガ等を通じてその旨を連絡するとともに、教師の引率のもと速やかに通学団で下校させます。(学校待機の届けを提出されている保護者は、学校へ迎えに来てください。)

※ 在校時に警報が発表され引き渡しによる下校が必要であると校長が判断した場合は、授業を中止し保護者への引き渡しによる下校とします。状況に応じて各教室・運動場・津波避難場所・体育館のいずれかで待機させます。引き渡しの開始は、学校メルマガにて連絡をします。(メルマガ未登録世帯については電話で連絡します。)

2 「大津波警報・津波警報」が伊勢・三河湾区域に発表された場合について

(1) 登校前

ア 児童は保護者の指示に従い、学校から連絡があるまでの間、臨時休業とします。

(2) 登校後 (学校に児童がいる場合)

ア 児童を津波避難所(横須賀高校グラウンド)へ避難した後、横須賀高校で保護者への引き渡しを行います。

(3) 登下校中

ア 「大津波警報・津波警報」が発表されたことを広報車等による広報で聞き次第、帰宅し保護者の指示に従って避難をします。(保護者が不在の場合を想定し、あらかじめ家庭で行動を決めておいてください。)

イ 「大津波警報・津波警報」が発表されたことを知らずに登校した場合は、登校後と同じように津波避難所へ避難した後、保護者への引き渡しを行います。

☆学校メルマガの登録に対するご理解とご協力をお願いします。